

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針（平成20年3月策定）

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ（平成19年4月1日現在）

区分	大 村 市				民 間 ※2、※3		
	職員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 ※1 (円)	類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (円)
全 体	65	46.8	372,986	397,280	—	—	—
清掃職員	31	43.3	349,700	382,587	廃棄物処理業従業員	43.3	299,800
学校給食	19	47.3	380,600	393,774	調理士	41.9	211,700
用務員	10	53.9	418,300	441,610	用務員	53.9	227,200
その他	5	51.1	397,800	413,040	—	—	—

※1 「平均給与月額」とは、給料月額と扶養手当、住居手当、通勤手当等の毎月決まって支給する諸手当の合計額である。

※2 民間のデータは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」のデータであり、いずれの職種も平成16年～平成18年の3か年の平均である。（廃棄物処理業従業員、用務員は全国平均、調理士は長崎県の平均）

※3 民間の類似職種との比較にあたり、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数（平成19年4月1日現在）

単位：人

区分	合計	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
		未満	～ 23歳	～ 27歳	～ 31歳	～ 35歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳	以上
全 体	65	0	0	0	2	8	8	5	12	10	5	15	0
清掃職員	31	0	0	0	2	6	6	1	5	6	2	3	0
学校給食	19	0	0	0	0	2	1	3	5	3	1	4	0
用務員	10	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	5	0
その他	5	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	3	0

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表（3級まで）適用（国家公務員の行政職俸給表（一）（3級まで）に同じ。）

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当の種類	月額	対象職員
廃棄物処理従事手当	4,000円	廃棄物の処理作業に従事する職員

ウ 昇格基準

毎年4月1日に、前1年間における勤務成績に応じて4号給を標準として昇給する。ただし、55歳以上の者は昇給しない。

2 基本的な考え方

技能労務職については、退職に伴う新たな採用は行わず、嘱託員等の非正規職員の配置を行うとともに、業務自体の見直しや民間委託の推進により技能労務職員の事務職への職種変更を行い、技能労務職員を削減することとしている。

また、給与面については、技能労務職給料表（国家公務員の行政職俸給表（二）相当）の導入や特殊勤務手当の廃止を検討している。

3 具体的な取組内容

平成17年度には、55歳以上の昇給停止や退職時特別昇給の廃止を実施し、平成18年度には、給与構造の見直しにより給料水準の平均4.8%引き下げを行った。また、今後、技能労務職給料表（国家公務員の行政職俸給表（二）相当）を導入を検討している

4 その他

今後も、大村市の財政健全化へ向けて、事業の見直しを行い、退職者不補充による非正規職員化や民間委託等を実施することにより、技能労務職員の職員数を削減するとともに、一般行政職と同様に技能労務職員の給与の適正化を図り、人件費のさらなる抑制に努めていく。